

第152期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時：平成28年6月29日（水曜日） 午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所：ヒルトン東京4階 菊の間



株主総会に当日ご出席願えない株主様

同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより
議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額
及び内容決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する
業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
- 第8号議案 取締役賞与支給の件

株式会社 **ニコン**

証券コード：7731

目次

招集ご通知

第152期定時株主総会招集ご通知……………	2
インターネットによる議決権行使について……	4

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件……………	5
第2号議案 定款一部変更の件……………	8
第3号議案 取締役（監査等委員であるもの… を除く）9名選任の件……………	12
第4号議案 監査等委員である取締役5名選… 任の件……………	18
第5号議案 取締役（監査等委員であるもの… を除く）の報酬額及び内容決定 の件……………	24
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬… 額決定の件……………	26
第7号議案 取締役（監査等委員であるもの… を除く）に対する業績連動型株 式報酬等の額及び内容決定の件 ……………	27
第8号議案 取締役賞与支給の件……………	30

(添付書類)

事業報告

1. 企業集団の現況 ……………	31
(1) 当事業年度の事業の状況	
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況	
(3) 重要な親会社及び子会社の状況	
(4) 対処すべき課題	
(5) 主要な事業内容	
(6) 主要な営業所及び工場	
(7) 使用人の状況	
(8) 当社の主要な借入先の状況	
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項	
2. 会社の現況 ……………	40
(1) 株式の状況	
(2) 新株予約権等の状況	
(3) 会社役員の状況	
(4) 会計監査人の状況	
(5) 業務の適正を確保するための体制	

連結計算書類

連結貸借対照表……………	52
連結損益計算書……………	53
連結株主資本等変動計算書……………	54

計算書類

貸借対照表……………	55
損益計算書……………	56
株主資本等変動計算書……………	57

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本……………	58
計算書類に係る会計監査報告書謄本……………	59
監査役会の監査報告書謄本……………	60

株主総会会場ご案内図

証券コード 7731

平成28年6月8日

株主各位

東京都港区港南2丁目15番3号

株式会社 **ニコン**

取締役社長 牛田 一雄

第152期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第152期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日	時	平成28年6月29日（水曜日） 午前10時
2. 場	所	東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京4階 菊の間（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第152期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第152期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）9名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額及び内容決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第7号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 第8号議案 取締役賞与支給の件	

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法による議決権行使が可能ですので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト http://www.nikon.co.jp/ir/stock_info/meeting/index.htm

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.nikon.co.jp/csr/governance/organization/guideline/index.htm>

議決権行使についてのご案内



株主総会への当日ご出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

なお、代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主の方1名とし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となります。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、**平成28年6月28日（火曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。

なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛の表示があったものとして取扱わせていただきます。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、**平成28年6月28日（火曜日）午後5時**までにご行使ください。

※郵送と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。

※電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

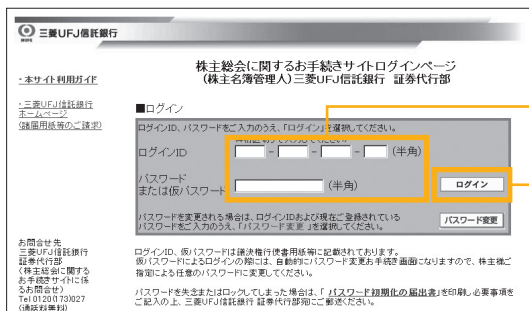
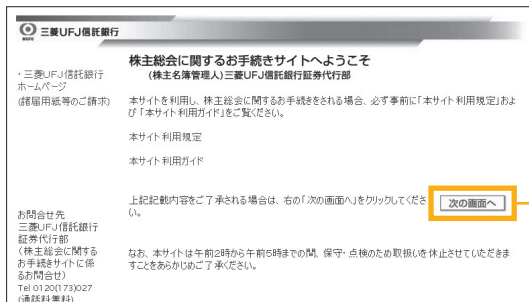
以上

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ賛否をご入力ください。
(ただし、午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。)

※以下はパソコン用の画面を表示しております。

- 1 議決権行使サイト
(<http://www.evotep.jp/>)
にアクセスします。
- 2 ログイン画面に移動します。
- 3 同封の議決権行使書に記載の
「ログインID」と「仮パスワード」
を入力し、「ログイン」
をクリックします。
- 4 以降、画面の案内に沿って
賛否を入力します。



お問 合 せ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォン又は携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）
受付時間 午前9時～午後9時

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営をベースに将来の成長に向けての投資を積極的に行いつつ、連結業績の反映度を高めながら安定的な配当を実施してまいります。

上記方針に基づき、期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円
配当総額 3,967,680,540円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日

なお、当期年間配当金は中間配当金と合わせて当社普通株式1株につき金18円となります。

第2号議案から第7号議案までに共通するご参考事項

8頁から29頁までに記載の第2号議案から第7号議案までの議案は、監査等委員会設置会社への移行に関連するものです。

■ 監査等委員会設置会社について

監査等委員会設置会社においては、監査役や監査役会に代わり、取締役で構成され、かつ社外取締役が委員の過半数を占める監査等委員会が設置されます。

監査等委員である取締役は、従来の監査役と異なり、取締役会における議決権を有し、また監査等委員会は取締役の選解任及び報酬について株主総会における意見陳述権を有するなど、監督機能が一層強化されます。

監査等委員会設置会社への移行により、定款の規定に基づく取締役への権限委譲を通じて執行と監督の一層の分離を進め、執行責任の明確化と監督の実効性の向上を図ることが可能となります。

■ 監査等委員会設置会社への移行目的

当社では、従来から、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と捉えて必要な体制の強化に努めてまいりましたが、「日本版スチュワードシップ・コード」、「コーポレートガバナンス・コード」導入等を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を達成し、株主の皆様に対する責務をより一層果たすためには、経営のさらなる効率化と透明性の向上、業務執行の監督機能の一層の強化が重要であると認識しております。

そのためには、これまででない迅速かつ果断な意思決定が求められ、権限委譲による執行責任の明確化と意思決定の効率化を図るとともに、取締役会による監督機能をより一層強化していくことが必要となります。

このような当社の状況に鑑み、執行と監督の一層の分離が可能となる監査等委員会設置会社に移行する方針を決定いたしました。

■ 移行に関する議案の概要

【定款変更：第2号議案】

監査等委員会設置会社への移行にあたり、定款に監査等委員会を設置する旨を規定するほか、所要の変更を加える必要があります。第2号議案「定款一部変更の件」は、このための変更を、その他の変更と併せ、ご提案するものであります。

【取締役の選任：第3号、第4号議案】

監査等委員会設置会社においては、監査等委員であるものを除く取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第3号議案では監査等委員であるものを除く取締役の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。

【取締役の報酬決定：第5号、第6号、第7号議案】

監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬の額も、監査等委員であるものを除く取締役と監査等委員である取締役とを区別して定める必要があることから、第5号議案では監査等委員であるものを除く取締役の報酬の額及び内容の決定を、第6号議案では監査等委員である取締役の報酬の額の決定を、それぞれご提案するものであります。

また、第7号議案は、平成27年6月26日開催の第151期定時株主総会においてご承認いただきました取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容の決定について、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当該報酬の対象者を監査等委員以外の取締役及び執行役員とするために、手続上必要となる議案であります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行するために定款に所要の変更を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、社外取締役に限らず業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、取締役として有能な人材を登用し、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款を一部変更いたしたいと存じます。

なお、変更案第27条(取締役の責任減免)に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社に<u>取締役15名以内を置く。</u></p> <p><新 設></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><削 除></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は15名以内とする。</p> <p>2.当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2. <条文省略> 3. <条文省略></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p>(取締役会の招集) 第22条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議により必要に応じ、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>2. <条文省略> 3. <条文省略></p> <p>第24条 <条文省略></p> <p><新 設></p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>2. <現行どおり> 3. <現行どおり></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第22条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議により必要に応じ、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名を置くことができる。</u></p> <p>2. <現行どおり> 3. <現行どおり></p> <p>第24条 <現行どおり></p> <p>(取締役への委任) 第25条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任減免) 第26条 <条文省略> 2.当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(監査役の員数) 第27条 当社に監査役5名以内を置く。</p> <p>(監査役の選任) 第28条 監査役は、株主総会でこれを選任する。 2.前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任減免) 第27条 <現行どおり> 2.当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集) 第28条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員である取締役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(常勤監査等委員) 第29条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期)	
第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	<削 除>
2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	<削 除>
(監査役会の招集)	
第30条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	<削 除>
(常勤監査役)	
第31条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	<削 除>
(監査役の報酬等)	
第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。	<削 除>
(監査役の責任減免)	
第33条 当社は、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。	<削 除>
2.当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。	<削 除>
第6章 計算	第6章 計算
第34条～第37条 <条文省略>	第30条～第33条 <現行どおり>
<新 設>	附則
	(監査役の責任減免に関する経過措置) 当社は、平成28年6月開催の第152期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項に定める責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）9名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役10名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員であるものを除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
きむら まこと 木村 眞琴	昭和49年 4月 当社入社 平成13年 6月 当社執行役員 映像カンパニー商品統括部長 同 14年 1月 当社執行役員 映像カンパニーマーケティング統括部長 同 14年10月 当社執行役員 映像カンパニープレジデント 同 15年 6月 当社常務取締役兼上席執行役員 映像カンパニープレジデント 同 17年 6月 当社専務取締役兼上席執行役員 映像カンパニープレジデント 同 19年 6月 当社取締役兼専務執行役員 映像カンパニープレジデント 同 21年 6月 当社取締役兼副社長執行役員 新事業開発本部担当役員 映像カンパニープレジデント 同 22年 6月 当社取締役社長兼社長執行役員 新事業開発本部担当役員 同 26年 6月 当社取締役会長（現在に至る）	
生年月日	昭和23年2月3日	
所有する当社株式の数	49,300株	

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

木村眞琴氏は、入社以来、主にカメラの設計に従事し、米国のカメラ販売子会社での勤務を経て、映像カンパニーのマーケティング統括部長・カンパニープレジデント、当社の社長を歴任しました。デジタルカメラ事業の立ち上げと成長に貢献した実績と、当社社長としてニコングループの企業体質強化に努めてきた経験を活かし、現在は事業ポートフォリオの再構築を推進しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

うしだ かずお
牛田 一雄

生年月日

昭和28年1月25日

所有する当社株式の数

28,399株

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

牛田一雄氏は、入社以来、主に半導体露光装置の開発に従事し、精機カンパニーの開発本部長・カンパニープレジデントを歴任しました。最先端の半導体装置市場のグローバルな競争環境において培った事業経営の経験を活かし、現在は事業ポートフォリオの再構築を主導しており、取締役としての資質を十分に備えていると考えることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年 4月 当社入社
平成15年 6月 当社執行役員 精機カンパニー開発本部長
同 17年 6月 当社常務取締役兼上席執行役員 精機カンパニープレジデント
同 19年 6月 当社取締役兼専務執行役員 精機カンパニープレジデント
同 21年 6月 当社取締役兼専務執行役員 知的財産本部担当役員
精機カンパニープレジデント
同 25年 6月 当社取締役兼副社長執行役員 知的財産本部担当役員
精機カンパニープレジデント 経営企画本部副担当役員
同 26年 6月 当社取締役社長兼社長執行役員 メディカル事業推進本部管掌
新事業開発本部管掌
同 27年 6月 当社取締役社長兼社長執行役員 経営戦略本部管掌
メディカル事業推進本部管掌、新事業開発本部管掌（現在に至る）

候補者番号 3

おか まさし
岡 昌志
新任取締役候補者

生年月日

昭和30年7月11日

所有する当社株式の数

0株

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

岡昌志氏は、昭和54年に株式会社三菱銀行に入社し、平成17年の株式会社東京三菱銀行の執行役員就任以降、主に三菱UFJフィナンシャル・グループのCIB業務（コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング業務）及び米州事業の経営に携わり、株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員、専務執行役員、同グループ傘下のユニオンバンクの最高経営責任者を歴任しました。グローバル事業の経営・財務全般において豊富な経験・実績を有しており、取締役としての資質を十分に備えていると考えることから、取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4月 株式会社三菱銀行入社
平成16年 6月 株式会社東京三菱銀行シンジケーション部長
同 17年 6月 同行執行役員兼ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア副会長
同 20年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 CIB推進部長
同 21年10月 同行常務執行役員 投資銀行業務及びCIB推進部担当
同 22年 7月 同行常務執行役員 兼 ユニオンバンク頭取 兼 最高経営責任者
同 24年 5月 同行常務執行役員 米州総代表 兼 ユニオンバンク頭取
兼 最高経営責任者
同 25年 5月 同行専務執行役員
同 26年 7月 同行顧問 米州MUFGホールディングスコーポレーション会長
同 27年10月 同行顧問（平成28年6月退任予定）
同 28年 5月 当社顧問（現在に至る）

候補者番号 4

おかもと やすゆき
岡本 恭幸

生年月日

昭和31年1月3日

所有する当社株式の数

12,000株

【当社との特別な利害関係】
特になし

【取締役候補者とした理由】

岡本恭幸氏は、入社以来、主に映像事業におけるマーケティング・海外営業に携わった後、海外販売子会社における社長や映像カンパニープレジデントなどを歴任し、当社映像事業の売上拡大に寄与しました。事業経営の豊富な経験を有しており、取締役としての資質を十分に備えていると考えることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年 4月 当社入社
平成17年 6月 当社執行役員 映像カンパニーマーケティング統括部長
同 18年10月 当社執行役員 映像カンパニーマーケティング本部長
同 19年10月 当社執行役員 Nikon Inc.社長兼CEO
同 21年 6月 当社常務執行役員 Nikon Inc.社長兼CEO
同 22年 6月 当社取締役兼常務執行役員 映像カンパニープレジデント
同 26年 6月 当社取締役兼常務執行役員 業務本部管掌、映像事業部管掌
同 27年 6月 当社取締役兼常務執行役員 業務本部管掌、映像事業部管掌
マイクロスコープ・ソリューション事業部管掌
産業機器事業部管掌（現在に至る）

候補者番号 5

おおき ひろし
大木 裕史

生年月日

昭和29年8月12日

所有する当社株式の数

14,200株

【当社との特別な利害関係】
特になし

【取締役候補者とした理由】

大木裕史氏は、入社以来、主に光学技術の開発に従事し、コアテクノロジーセンター研究開発本部長などを歴任しました。当社の中核となる光利用技術や精密技術などの分野において研究開発を主導してきた実績から、当社グループの技術開発力の維持・向上と新事業領域における技術シナジー創出に寄与すると判断しており、取締役としての資質を十分に備えていると考えることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4月 当社入社
平成20年 6月 当社執行役員 コアテクノロジーセンター研究開発本部長
同 23年 6月 当社常務執行役員 コアテクノロジーセンター副センター長
兼研究開発本部長
同 24年 6月 当社取締役兼常務執行役員 コアテクノロジーセンター長
同 26年 6月 当社取締役兼常務執行役員 コアテクノロジー本部長
知的財産本部管掌、半導体装置事業部管掌
マイクロスコープ・ソリューション事業部管掌
産業機器事業部管掌、カスタムプロダクツ事業部管掌
同 27年 6月 当社取締役兼常務執行役員 コアテクノロジー本部長
知的財産本部管掌、半導体装置事業部管掌
FPD装置事業部管掌、カスタムプロダクツ事業部管掌
ガラス事業室管掌、エンコーダ事業室管掌（現在に至る）

候補者番号 6

ほんだ たかはる
本田 隆晴

生年月日

昭和29年11月20日

所有する当社株式の数

10,900株

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

本田隆晴氏は、入社以来、主に映像事業の営業に携わった後、映像カンパニー事業企画部ゼネラルマネジャー、経営企画本部長、人事・総務本部長を歴任しました。企画管理部門の責任者としての豊富な経験から、当社グループの経営の効率性向上に寄与すると判断しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 4月 当社入社
平成20年 6月 当社執行役員 映像カンパニー事業企画部ゼネラルマネジャー
同 23年 6月 当社常務執行役員 広報・IR部担当役員 経営企画本部長
同 26年 6月 当社取締役兼常務執行役員 人事・総務本部長
情報セキュリティ推進本部管掌、システム本部管掌
同 28年 4月 当社取締役兼常務執行役員 人事・総務本部長
情報セキュリティ推進本部管掌、ITソリューション本部管掌
(現在に至る)

候補者番号 7

はまだ ともひで
浜田 智秀

生年月日

昭和32年2月6日

所有する当社株式の数

8,100株

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

浜田智秀氏は、入社以来、主に測定機及びFPD露光装置の開発に携わった後、FPD装置事業の責任者などを歴任し、同事業の体質強化に尽力しました。平成26年以降は経営戦略本部長として事業ポートフォリオの再構築を担当しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 4月 当社入社
平成21年 6月 当社執行役員 精機カンパニー液晶露光装置事業部
第二開発部ゼネラルマネジャー
同 24年 6月 当社執行役員 精機カンパニー液晶露光装置事業部長
同 25年 6月 当社常務執行役員 精機カンパニー液晶露光装置事業部長
同 26年 6月 当社取締役兼常務執行役員
経営戦略本部長 (現在に至る)

候補者番号 8

まさい としゆき
正井 俊之

生年月日

昭和27年8月5日

所有する当社株式の数

21,000株

(注)当社と正井俊之氏の間では、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

正井俊之氏は、入社以来、主にインストルメンツ事業の貿易・営業業務に携わった後、海外子会社の社長、インストルメンツカンパニープレジデントなどを歴任しました。豊富な海外経験と事業責任者としての高い見識を有しており、執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、同氏を引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 3月 当社入社

平成17年 6月 当社執行役員 Nikon Inc.社長兼CEO

同 19年 9月 当社執行役員 Nikon Europe B.V.社長

同 21年 6月 当社取締役兼常務執行役員
インストルメンツカンパニープレジデント

同 26年 6月 当社取締役（現在に至る）

[重要な兼職の状況]

日本電子株式会社取締役兼副社長執行役員

候補者番号 9

ねぎし あきお
根岸 秋男

新任取締役候補者
社外取締役候補者
独立役員候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 4月 明治生命保険相互会社入社
平成21年 7月 明治安田生命保険相互会社執行役
同 24年 4月 同社常務執行役
同 25年 7月 同社取締役代表執行役社長（現在に至る）

生年月日

昭和33年10月31日

所有する当社株式の数

0株

- (注)1.根岸秋男氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 2.当社と根岸秋男氏との間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

【当社との特別な利害関係】

当社は、根岸秋男氏が代表執行役社長である明治安田生命保険相互会社から資金の借り入れを行っており、また、当社は、明治安田生命保険相互会社に対し保険取引関係があります。なお、過去3年間における当社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準（23頁ご参照）を満たしております。

【社外取締役候補者とした理由】

根岸秋男氏は、明治安田生命保険相互会社の代表執行役就任の経歴を持ち、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より経営全般に寄与していただけると考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
はしづめ のりお 橋爪 規夫 新任取締役候補者		昭和50年 4月 当社入社 平成17年 6月 当社執行役員 経理部ゼネラルマネジャー 同 21年 6月 当社取締役兼執行役員 関連事業部担当役員 経理部ゼネラルマネジャー 同 22年 6月 当社取締役兼常務執行役員 財務・経理本部長 同 26年 6月 当社取締役兼常務執行役員 財務・経理本部管掌 同 27年 6月 当社監査役（現在に至る）
生年月日	昭和27年12月4日	
所有する当社株式の数	18,006株	

(注) 当社と橋爪規夫氏の間では、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

橋爪規夫氏は、入社以来、財務・経理業務に従事し、財務・経理本部長などを歴任しました。財務・経理に関する高い専門性を有しており、経営に対する全般的な監査の見地から監査等委員としての責務を果たすための資質を有していると考えことから、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号 2

ふじう こういち
藤生 孝一

新任取締役候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年 4月 当社入社
平成20年 6月 当社経営監査部ゼネラルマネジャー
同 26年 6月 当社監査役（現在に至る）

生年月日

昭和30年9月11日

所有する当社株式の数

1,100株

(注) 当社と藤生孝一氏との間では、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

藤生孝一氏は、入社以来、経理関連業務に従事した後、内部監査部門の責任者を務めました。財務・経理に関する高い専門性を有しており、経営に対する全般的な監査の見地から監査等委員としての責務を果たすための資質を有していると考えことから、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号 3	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
うえはら はるや 上原 治也 新任取締役候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和44年 4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成 8年 6月 同行取締役 同 16年 4月 同行取締役社長 同 17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長 同 20年 6月 同行取締役会長 同 23年 6月 当社社外監査役（現在に至る） 同 24年 4月 三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問（現在に至る）
生年月日	[重要な兼職の状況]
昭和21年7月25日	株式会社小糸製作所社外取締役
所有する当社株式の数	株式会社三菱総合研究所社外監査役
5,400株	

- (注)1.上原治也氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- 2.当社と上原治也氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合には、当社は、同氏との間で、当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
- 3.当社は、上原治也氏が最高顧問である三菱UFJ信託銀行株式会社から資金の借入れ等を行っております。なお、過去3年間における同社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準（23頁ご参照）を満たしております。

【当社との特別な利害関係】

特になし

【社外取締役候補者とした理由】

上原治也氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の代表取締役就任の経歴を持ち、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけると考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

候補者番号 4	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
はたぐち ひろし 畑口 紘 新任取締役候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和42年 4月 弁護士登録 同 42年 4月 日本輸出入銀行入社 同 44年 4月 同行退社 同 47年 2月 大塚総合法律事務所勤務 同 62年 4月 最高裁判所司法研修所教官 平成 2年 3月 同所教官退任 同 2年 4月 法政大学法学部講師 同 6年 4月 第一東京弁護士会副会長 同 7年 3月 同会副会長退任 同 8年 4月 日本弁護士連合会理事 同 9年 3月 同会理事退任 同 17年 3月 法政大学法学部講師退任 同 21年12月 大塚総合法律事務所退所 同 22年 1月 畑口紘法律事務所開設（現在に至る） 同 23年 6月 当社社外監査役（現在に至る）
生年月日 昭和15年4月8日	
所有する当社株式の数 9,000株	

(注)1.畑口紘氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

2.当社と畑口紘氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合には、当社は、同氏との間で、当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

【当社との特別な利害関係】

特になし

【社外取締役候補者とした理由】

畑口紘氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としてコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を有しており、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけると考えております。また、当社の定める独立性判断基準（23頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

候補者番号	5	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
いしはら くに お 石原 邦夫		昭和41年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成13年 6月 同社取締役社長 同 14年 4月 株式会社ミレアホールディングス取締役社長 同 16年10月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長 同 19年 6月 同社取締役会長 同 19年 6月 株式会社ミレアホールディングス取締役会長 同 20年 7月 東京海上ホールディングス株式会社取締役会長 同 25年 6月 東京海上日動火災保険株式会社相談役（現在に至る）
新任取締役候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者		
生年月日		[重要な兼職の状況] 東京急行電鉄株式会社社外監査役 日本郵政株式会社社外取締役
昭和18年10月17日		
所有する当社株式の数		
0株		

- (注)1.石原邦夫氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 2.当社と石原邦夫氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
- 3.当社は、石原邦夫氏が相談役である東京海上日動火災保険株式会社と保険取引関係があります。なお、過去3年間における同社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準（23頁ご参照）を満たしております。

【当社との特別な利害関係】

特になし

【社外取締役候補者とした理由】

石原邦夫氏は、東京海上日動火災保険株式会社等の代表取締役就任の経歴を持ち、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけると考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

(ご参考)
社外役員の独立性の判断基準

当社は、会社法上の社外役員の要件に加え、以下の要件に該当しない場合には、当該社外役員に独立性があると判断いたします。

- a) 候補者が、当社グループの在籍者または出身者である場合
- b) 候補者が、当社の「主要な取引先※」若しくは「主要な取引先」の業務執行者である場合
- c) 候補者が、主要株主若しくは主要株主の業務執行者である場合
- d) 候補者が、社外役員の相互就任の関係にある先の出身者である場合
- e) 候補者が、当社が寄付を行っている先またはその出身者である場合
- f) 候補者の二親等以内の者が、当社グループまたは当社の「主要な取引先」の重要な業務執行者である場合

※「主要な取引先」とは、以下に該当する取引先をいうものとします。

- (1) 過去3年間の何れかの1年において以下の取引がある取引先
 - ・当社からの支払いが取引先連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
 - ・当社への支払いが当社連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
- (2) 当社より、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年6月29日開催の第147期定時株主総会において月額報酬及び株式報酬型ストックオプションを対象とするものとして年額6億5,000万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、かかる監査等委員会設置会社への移行に伴い現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員であるものを除く。以下「監査等委員以外の取締役」という）の報酬額を、従前の取締役に対する報酬の支給実績、監査等委員以外の取締役の員数枠（15名以内）等諸般の事情を勘案のうえ、改めて従前と同額の年額6億5,000万円以内（うち、社外取締役分は年額5,000万円）（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、その個別の金額、支給時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。現在の取締役は10名（うち社外取締役2名を含めた非業務執行取締役3名）であります。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員以外の取締役は9名（うち社外取締役1名を含めた非業務執行取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、当社の監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるために、上記監査等委員以外の取締役の報酬額の枠内で、毎年度に、当社の監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとして、取締役会の決議により新株予約権（以下「本新株予約権」という）を割り当てることとし、本新株予約権を割り当てるに伴う報酬の上限額及び本新株予約権の内容は、次のとおりとします。

なお、本新株予約権につきましては、新株予約権の割当を受けた取締役に対し、払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件として、取締役会決議により発行することといたします。

(1) 本新株予約権を割り当てるに伴う報酬の上限額は、上記の監査等委員以外の取締役の報酬額6億5,000万円の枠内で年額1億7,000万円（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とします。

(2) 本新株予約権の内容は以下のとおりとします。

① 新株予約権の総数

(1) に定める年額の範囲内で、取締役会の決議により、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の株価、一定の基準により算出される株価変動率及び新株予約権の行使

可能期間等の諸条件によるブラック・ショールズ公式に基づき算出される新株予約権 1 個当たりの公正価額をもって除した数（整数未満の端数は切捨）を上限とし、かつ3,200個を超えないものとする。

② 新株予約権の払込価額

新株予約権 1 個当たりの払込価額は上記公正価額とする。

③ 新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下「割当株式数」という）

普通株式とし、各新株予約権 1 個当たり100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

④ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たり 1 円とし、これに割当株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から30年以内で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記⑤の期間において、原則として、当社の取締役、執行役員及び相談役のいずれの地位をも喪失した日から 1 年を経過した日以降に新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

監査等委員である取締役は、従来監査役が担っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加し、さらに、取締役による業務執行の監督も担うなど職責が増すことから、それにふさわしい報酬水準といたしたく、年額1億5,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員であるものを除く）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

本議案は、平成27年6月26日開催の第151期定時株主総会においてご承認いただきました業績連動型株式報酬について、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当該報酬の対象者を監査等委員以外の取締役及び執行役員とするために、手続上必要となる議案であります。

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、第151期定時株主総会において取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入についてご承認をいただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）及び執行役員を対象とした本制度に係る報酬枠に代えて、監査等委員以外の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）及び執行役員（以下、これらを併せて「取締役等」という）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第5号議案「取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額及び内容決定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本議案においてご承認をお願いする報酬枠の内容は、第151期定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であることから、相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が下記(2)に従って取締役等の報酬として拠出する信託金を原資として当社株式が信託を通じて取得され、中期経営計画で掲げる最終事業年度の業績達成度等に応じて3年毎に当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）を取締役等の報酬として交付及び給付（以下「交付等」という）する株式報酬制度です。

(2) 会社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度を対象期間として、3年毎に本制度に基づくインセンティブプランを実施することを予定しております。当社は、対象期間毎に合計12億円を上限とする信託金を、取締役等への報酬として拠出し（※）、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下

同じ) します。本信託による株式の取得は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場から取得する方法により行います。

具体的には、当初設定しました本信託については、平成28年3月末日で終了した事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を本制度に基づくインセンティブプランの対象期間としており、当社は、合計12億円を上限とする信託金を拠出し、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記(3)参照）の付与を行い、本信託は、平成30年6月に、3事業年度の累積ポイントに応じた当社株式等の交付等を行います。

また、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本制度に基づくインセンティブプランとして既存の本信託を継続利用することがあります。その場合、本信託の信託期間を当初の信託期間と同等年数延長し、信託期間の延長以降3事業年度を対象期間とし、当社は、延長された信託期間毎に、合計12億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く）及び金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額の上限を12億円とします。

※ ただし、上記のとおり、本議案は、本制度に基づく取締役等への報酬の全体につき、監査等委員以外の取締役の報酬等として、その額及び内容を提案するものです。

(3) 当社取締役等が取得する当社株式数上限

当社取締役等に対して交付される当社株式数は、一定の算定式に従って、業績目標の達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、代表取締役、社外取締役及び社外有識者で構成される報酬審議委員会による審議及び提言を経て、取締役会において定めます。なお、1ポイント＝1株とし、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりに交付される当社株式の数を調整します。

まず、毎年6月1日に取締役等として在任する者には、以下の算定式に従ってポイントが付与されます。

（ポイントの算定式）

役位別基本報酬額※×役位別比率※÷信託の株式平均取得単価（小数点以下の端数は切捨）

※ 「役位別基本報酬額」や「役位別比率」は職責や職務、役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合等を考慮して決定します。

本信託の設定又は信託期間の延長が行われた日が属する事業年度から起算して3事業年度終了毎に初めて到来する6月1日に取締役等として在任する者は、以下の算定式に従って算出さ

れるポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から交付等を受けるものとします。

(交付株式数の算定式)

3年間のポイント累積×業績連動係数（小数点以下の端数は切捨）※

※ 業績連動係数は3事業年度毎の中期経営計画で設定する最終事業年度の連結売上高及び連結営業利益等の目標達成度等に基づき、0～150%の範囲で決定します。

対象期間毎に本信託により当社取締役等に交付される当社株式の総数は、73万株を上限とします。この上限交付株数は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、本制度導入を決議した平成27年5月の取締役会当時の株価等を参考に設定しています。

なお、3事業年度毎の中期経営計画期間中に取締役等を退任等した者に対しては、従前の制度では、退任等の時点で、業績達成度を考慮することなく当社株式等の交付を行うものとしていましたが、制度改正を行い、当該中期経営計画期間の終了後に、在任期間に応じたポイント数に上記の業績連動係数を乗じたうえで当社株式等の交付を行うこととしました。

(4) 当社取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を充足した当社取締役等は、本信託の設定を行った事業年度から起算して3事業年度終了毎に初めて到来する6月に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。

この場合、当社取締役等は、当該ポイントに対応する当社株式の50%（単元未満株式は切捨）について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、本信託の設定又は信託期間の延長が行われた日が属する事業年度における定時株主総会終了後の取締役会終結の時に受益者要件を充たす取締役等でなかった者が本制度に基づくインセンティブプランの対象期間中に新たに受益者要件を充たす取締役等となった場合、かかる者は、当該対象期間においては本制度の対象者に含みませんが、本制度の対象となる取締役等と同様に在任期間に応じた株式交付ポイントが付与され、本信託の延長がなされた場合には、延長後に本制度により付与される株式付与ポイントに対応する当社株式等に加えて、当該対象期間中に付与されていた株式交付ポイントに対応する当社株式等の交付等を受けることがあります。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

第8号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度（第152期）末時点の取締役7名（非常勤取締役1名及び社外取締役2名を除く）に対し、当事業年度の業績その他諸般の事情を勘案し、取締役賞与として総額6,506万円を支給させていただくこととし、その金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(添付書類)

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期の経済情勢は、米国、欧州共に個人消費に支えられ緩やかな改善傾向となりました。また、我が国経済は個人消費が弱含むなか、設備投資を中心に緩やかな回復基調を示しました。しかしながら、世界経済全体としては、中国や新興国の減速の影響を強く受け、成長の鈍化傾向が見られました。

このような状況のもと、当社グループは、中長期の持続的成長を図るため、昨年5月に発表しました中期経営計画において、半導体装置、FPD装置、映像、マイクロスコープ・ソリューション、産業機器、メディカルの6つの事業ポートフォリオで成長する企業体への変革をあらためて目標として掲げました。

成長事業と位置付けるインストルメンツ事業においては、マイクロスコープ関連分野は市場全体としては低調でしたが、当社事業はシェアを拡大し堅調に推移しました。さらに、再生医療用細胞等の受託生産事業への参入を目的として、業界最大手のLonza社と提携し、当社の100%出資で(株)ニコン・セル・イノベーションを設立しました。産業機器関連分野は、半導体・電子部品関連及び自動車関連の設備投資が底堅く、当社事業も堅調に推移しました。今後の成長が見込める非破壊検査機器事業における製品競争力強化のため、米国ベンチャー企業への出資も行いました。またメディカル事業においては、網膜画像診断機器市場における代表的な企業であるOptos^{オプトス} Plcを完全子会社化し、同事業領域に本格参入しました。

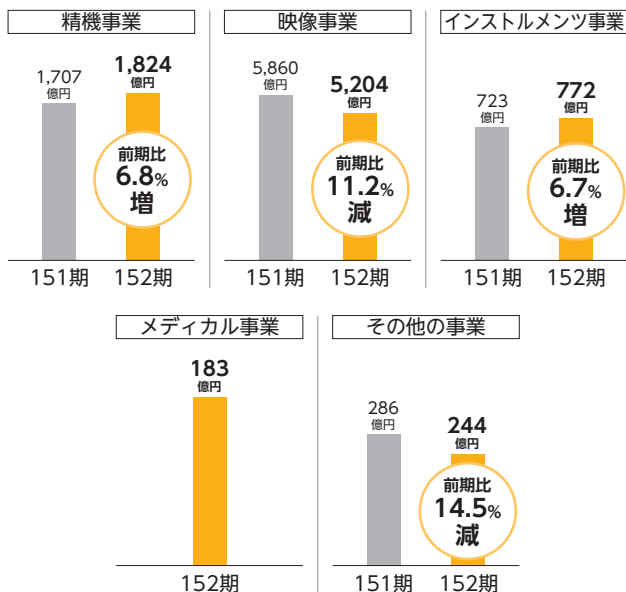
既存事業の精機事業においては、半導体関連分野は、市場全体で設備投資が堅調に推移しましたが、当社を取り巻く事業環境は、引き続き厳しいものとなりました。一方、FPD関連分野は、中小型パネル用の設備投資の急回復を受け、市場全体が堅調に推移し、当社事業も好調でした。また映像事業においては、市場全体の縮小を受けた当社事業は低調に推移しました。こうした状況の下、事業運営体制の最適化に向けた販売拠点等の再編を行うなど構造改革に取り組むとともに、コストの削減などによる事業効率のさらなる改善に努めてまいりました。

これらの結果、当社グループの連結業績は、売上高は8,229億15百万円、前期比348億

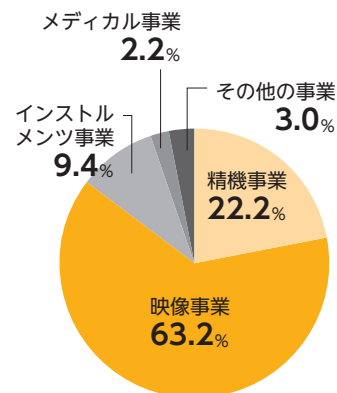
66百万円(4.1%)の減少となり、営業利益は367億1百万円、前期比67億11百万円(15.5%)の減少、経常利益は428億70百万円、前期比34億98百万円(7.5%)の減少となりました。また、半導体装置事業における減損損失等を計上しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は221億92百万円、前期比38億27百万円(20.8%)の増加となりました。

次に、事業別の概況につきご報告申し上げます。

■ 事業別売上高



■ 事業別売上高構成比



精機事業

半導体露光装置分野では、ArF液浸スキャナーを中心とした先端装置の性能向上及び拡販に継続的に取り組むとともに、中古装置の販売及びサービス売上げの強化にも注力するなど収益構造の改善に努めました。しかしながら、先端装置において新規顧客の獲得には至らず、顧客の設備投資計画変更による影響等もあり、半導体装置事業の売上げは前期比で減少し、営業赤字を計上しました。

FPD露光装置分野では、中小型パネル用の設備投資の急回復を背景として、スマートフォン・タブレット型端末用の中小型・高精細パネルの製造に適した「FX-66S」や

「FX-67S」が大幅に販売台数を伸ばしました。また、平成28年3月には、さらなる生産性向上と高解像度・高精度アライメントを実現した、最新装置「FX-68S」を発売しました。

これらの結果、当事業の売上高は1,824億16百万円、前期比6.8%の増加、営業利益は146億7百万円、前期比74.8%の増加となりました。

なお、半導体装置事業の収益性の低下が見込まれることから、当事業部が保有する固定資産（生産設備等）について、70億47百万円の減損損失を特別損失として計上しております。

映像事業

レンズ交換式デジタルカメラは、国内においては「D5500」などのエントリーモデルの販売が堅調に推移したほか、中国や欧州などでは、プロフェッショナルモデルに迫る本格仕様の「D750」など中高級機が売上げを伸ばしました。平成28年3月には格段に性能を向上させた次世代フラッグシップモデル「D5」を発売し、高い評価を得ました。しかしながら、レンズ交換式デジタルカメラ全体としては市場縮小の影響を受け、販売台数は減少しました。

コンパクトデジタルカメラでは、超望遠撮影が高画質で楽しめる多機能モデルフルピクス「COOLPIX P900」等の高付加価値製品が堅調に推移しましたが、コンパクトデジタルカメラ全体では、市場が大きく縮小するなか、販売台数は大幅に減少しました。

これらの結果、当事業の売上高は5,204億84百万円、前期比11.2%の減少、営業利益は457億51百万円、前期比19.3%の減少となりました。

インストルメンツ事業

マイクロスコープ分野では、国内においては公共予算縮小による市場の影響を受けましたが、米国や中国を中心としたシェア拡大に牽引され、生物顕微鏡を中心に売上げ及び利益を伸ばしました。さらには、今後の事業拡大を見据えて、幹細胞事業を中心とした新事業への投資も継続して行いました。

産業機器分野では、半導体・電子部品関連及び自動車関連の設備投資が増加するなか、CNC画像測定システムネグシブNEXIVシリーズや、X線検査装置等の販売の増加により、売上げ及び利益を伸ばしました。

これらの結果、当事業の売上高は772億42百万円、前期比6.7%の増加となり、営業利益は28億19百万円、前期比135.0%の増加となりました。

メディカル事業

メディカル事業においては、Optos Plcの網膜画像診断機器が、欧州では低調であったものの、米国におけるシェア拡大及びアジア・オセアニアにおいて堅調に推移したことにより、売上げを伸ばしました。

これらの結果、当事業の売上高は183億11百万円となりましたが、メディカル関連の新事業への先行投資等の影響により、46億75百万円の営業損失となりました。

その他の事業

ガラス事業では、FPDフォトマスク基板や光学部品が堅調に推移し、収益を改善しました。

カスタムプロダクツ事業では、固体レーザーが大きく売上げを伸ばしましたが、宇宙関連は減収となりました。

この結果、これらの事業を含むその他の事業の売上高は244億61百万円、前期比14.5%の減少となり、営業利益は45億98百万円、前期比32.3%の減少となりました。

(注) 事業別の営業損益には、当社グループ内取引において生じた損益を含んでおります。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は344億97百万円であり、事業別の投資額は、精機事業97億39百万円、映像事業105億73百万円、インストルメンツ事業15億96百万円、メディカル事業5億75百万円、その他の事業68億77百万円であります。また、当事業年度に実施いたしました主な設備投資の内容は、精機事業での露光装置の開発、生産のための設備の増設並びに映像事業での生産設備の整備であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度末現在の長期借入金残高（1年以内返済分を含む）は471億円であり、前事業年度末と比べ25億円減少しております。

なお、当事業年度は増資または社債発行による資金調達を行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、英国の網膜画像診断機器企業であるOptos Plcの発行済及び発行予定普通株式を現金481億28百万円にて取得し、平成27年5月に同社を完全子会社といたしました。

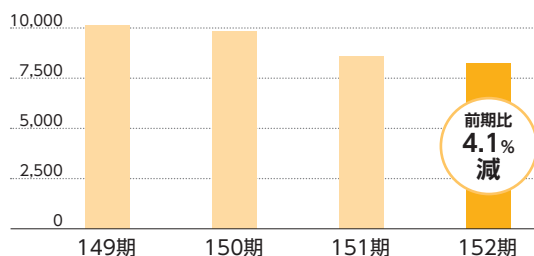
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社グループに関するものは以下のとおりです。

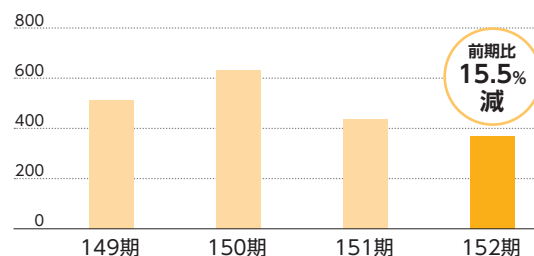
区 分	第149期 (平成24年度)	第150期 (平成25年度)	第151期 (平成26年度)	第152期 (平成27年度)
売上高 (百万円)	1,010,493	980,556	857,782	822,915
営業利益 (百万円)	51,001	62,941	43,412	36,701
経常利益 (百万円)	48,344	61,725	46,368	42,870
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	42,459	46,824	18,364	22,192
1株当たり当期純利益	107円7銭	118円6銭	46円29銭	55円98銭
総資産 (百万円)	864,667	949,515	972,945	945,827
純資産 (百万円)	490,217	546,813	572,200	541,007

- (注)1. 第150期より、一部の在外子会社において国際会計基準 (IAS) 第19号「従業員給付」(平成23年6月16日改訂)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されるため、第149期の総資産額、純資産額は遡及適用後の金額となっております。
2. 第152期より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示を親会社株主に帰属する当期純利益に変更しております。
3. 第152期より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が所有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定にあたっては、当該株式数を自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しております。

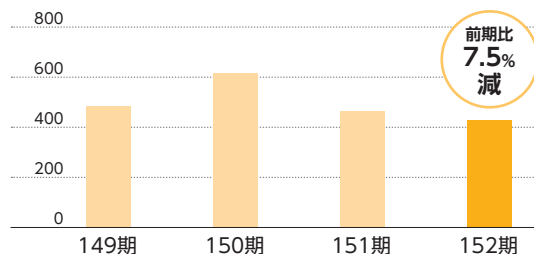
■ 売上高 (億円)



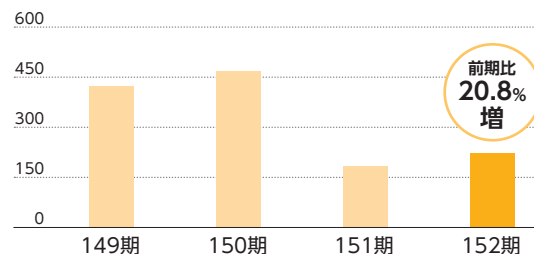
■ 営業利益 (億円)



■ 経常利益 (億円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
精機事業				
株式会社栃木ニコンプレシジョン	栃木県	425百万円	100.0%	精機事業の製品及び部品の製造
Nikon Precision Inc.	米国	1千米ドル	* 100.0%	精機事業製品の米国及び欧州における販売
映像事業				
株式会社栃木ニコン	栃木県	363百万円	100.0%	映像事業製品の製造
株式会社仙台ニコン	宮城県	480百万円	100.0%	映像事業製品の製造
株式会社ニコンイメージングジャパン	東京都	400百万円	100.0%	映像事業製品の国内における販売
Nikon (Thailand) Co., Ltd.	タイ	12億バーツ	100.0%	映像事業製品の製造
Nikon Imaging (China) Co., Ltd.	中国	32百万米ドル	* 100.0%	映像事業製品の製造
Nikon Inc.	米国	1千米ドル	* 100.0%	映像事業製品の米州における販売
Nikon Europe B.V.	オランダ	1百万ユーロ	* 100.0%	映像事業製品の欧州における販売
Nikon Hong Kong Ltd.	中国	5百万香港ドル	* 100.0%	映像事業製品のアジアにおける販売
Nikon Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	32百万シンガポールドル	* 100.0%	映像事業製品のアジア・オセアニアにおける販売
Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd.	中国	10百万米ドル	* 100.0%	映像事業製品の中国における販売
インストルメンツ事業				
株式会社ニコンインステック	東京都	417百万円	100.0%	インストルメンツ事業製品の国内における販売
Nikon Metrology NV	ベルギー	97百万ユーロ	* 100.0%	インストルメンツ事業製品の製造及び欧州・米国での販売
メディカル事業				
Optos Plc	英国	1.5百万英ポンド	100.0%	メディカル事業製品の製造及び販売

(注)1. * は間接所有を含めた出資比率であることを表しております。

2. 当期から、Optos Plcを重要な子会社に加えております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは引き続き事業ポートフォリオの再構築を最大の課題と位置付けております。既存事業における競争力の強化、体質改善に取り組むとともに、メディカル事業の育成、マイクロスコープ・ソリューション事業及び産業機器事業の拡大を図り、6事業のポートフォリオで成長する企業体への変革を進めてまいります。これらを通じて新たな価値創造に挑み、再び成長軌道へ回帰させる所存であります。

なお、4月に発生した平成28年熊本地震により、映像製品を中心に部品調達先が被災し、上半期の生産、販売への影響が見込まれます。当社事業への影響の軽減を図るべくサプライチェーンの早期復旧等に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの主要事業は、以下の製品の製造販売であります。

事業	主要製品
精機事業	半導体露光装置、FPD露光装置
映像事業	レンズ交換式デジタルカメラ、コンパクトデジタルカメラ、交換レンズ、フィルムカメラ、望遠鏡
インストルメンツ事業	生物顕微鏡、工業用顕微鏡、測定機、X線/CT検査システム
メディカル事業	網膜画像診断機器
その他の事業	特注機器、FPDフォトマスク基板

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

当社に関するものは以下のとおりです。

また、当社子会社に関するものは「(3) ②重要な子会社の状況」(37頁)に記載のとおりです。

事業所名	所在地
本社	東京都
大井製作所	東京都
横浜製作所	神奈川県
相模原製作所	神奈川県

事業所名	所在地
熊谷製作所	埼玉県
水戸製作所	茨城県
横須賀製作所	神奈川県

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
25,729名	314名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,587名	144名減	44.9歳	19.9年

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(8) 当社の主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
明治安田生命保険相互会社	13,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,150

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 400,878,921株
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 35,755名
- ⑤ 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	29,819	7.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	29,518	7.4
明治安田生命保険相互会社	19,537	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	10,308	2.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,378	1.9
株式会社常陽銀行	6,801	1.7
日本生命保険相互会社	6,709	1.7
BNYML - NON TREATY ACCOUNT	6,661	1.7
東京海上日動火災保険株式会社	6,041	1.5
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,481	1.4

（注）出資比率は自己株式（4,110,867株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社の会社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成28年3月31日現在)

回次 (発行年月日)	新株 予約権 の個数	目的たる株式 の種類及び数	1個当たりの 発行価額	1個当たりの 行使価額	権利行使期間	保有状況	
						取締役	監査役
第4回 (平成19年3月14日)	20個	当社普通株式 20,000株	840,000円	2,902,000円	平成21年2月28日から 平成29年2月27日まで	17個 (4名)	3個 (1名)
第5回 (平成19年8月27日)	49個	当社普通株式 4,900株	325,900円	100円	平成19年8月28日から 平成49年8月27日まで	42個 (4名)	7個 (1名)
第6回 (平成20年11月25日)	295個	当社普通株式 29,500株	73,400円	100円	平成20年11月26日から 平成50年11月25日まで	264個 (6名)	31個 (1名)
第7回 (平成21年8月10日)	231個	当社普通株式 23,100株	140,800円	100円	平成21年8月11日から 平成51年8月10日まで	209個 (7名)	22個 (1名)
第8回 (平成22年7月14日)	263個	当社普通株式 26,300株	152,700円	100円	平成22年7月15日から 平成52年7月14日まで	235個 (7名)	28個 (1名)
第9回 (平成24年3月19日)	490個	当社普通株式 49,000株	203,700円	100円	平成24年3月20日から 平成54年3月19日まで	450個 (8名)	40個 (1名)
第10回 (平成24年8月23日)	597個	当社普通株式 59,700株	172,600円	100円	平成24年8月24日から 平成54年8月23日まで	547個 (8名)	50個 (1名)
第11回 (平成25年8月1日)	704個	当社普通株式 70,400株	163,200円	100円	平成25年8月2日から 平成55年8月1日まで	651個 (8名)	53個 (1名)
第12回 (平成26年8月1日)	985個	当社普通株式 98,500株	118,300円	100円	平成26年8月2日から 平成56年8月1日まで	912個 (7名)	73個 (1名)
第13回 (平成27年7月28日)	1,020個	当社普通株式 102,000株	104,000円	100円	平成27年7月29日から 平成57年7月28日まで	1,020個 (7名)	—

(注) 1. 社外取締役及び社外監査役に付与した新株予約権はありません。

2. 監査役が保有する新株予約権は、当該監査役が取締役または執行役員の在任期間中に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
当社の取締役を兼務していない執行役員に対して、以下のとおり新株予約権を交付しております。

回次 (発行年月日)	新株予約権 の個数	目的たる株式 の種類及び数	1個当たりの 発行価額	1個当たりの 行使価額	権利行使期間	交付人数
第13回 (平成27年7月28日)	1,050個	当社普通株式 105,000株	104,000円	100円	平成27年7月29日から 平成57年7月28日まで	18名

- ③ その他現に発行している新株予約権
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※ 取締役会長	木 村 眞 琴	グループの重要な経営方針に係る事項
※ 取締役社長（社長執行役員）	牛 田 一 雄	経営全般 経営戦略本部管掌 メディカル事業推進本部管掌 新事業開発本部管掌
※ 取締役（副社長執行役員兼CFO）	伊 藤 純 一	社長補佐 経営監査部管掌 財務・経理本部管掌 Nikon Americas Inc.会長 Nikon Holdings Europe B.V.会長 Nikon Holdings Hong Kong Limited会長
取締役（常務執行役員）	岡 本 恭 幸	業務本部管掌 映像事業部管掌 マイクロスコープ・ソリューション事業部管掌 産業機器事業部管掌
取締役（常務執行役員）	大 木 裕 史	コアテクノロジー本部長 知的財産本部管掌 半導体装置事業部管掌 FPD装置事業部管掌 カスタムプロダクツ事業部管掌 ガラス事業室管掌 エンコーダ事業室管掌
取締役（常務執行役員）	本 田 隆 晴	人事・総務本部長 情報セキュリティ推進本部管掌 システム本部管掌
取締役（常務執行役員）	浜 田 智 秀	経営戦略本部長
取締役	正 井 俊 之	日本電子株式会社取締役兼副社長執行役員
取締役	松 尾 憲 治	明治安田生命保険相互会社特別顧問 株式会社三菱東京UFJ銀行社外監査役 三菱地所株式会社社外監査役 株式会社三菱総合研究所社外監査役
取締役	樋 口 公 啓	東京海上日動火災保険株式会社名誉顧問 能美防災株式会社社外取締役 日本空港ビルディング株式会社社外監査役
常勤監査役	橋 爪 規 夫	—
常勤監査役	藤 生 孝 一	—
監査役	上 原 治 也	三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問 株式会社小糸製作所社外取締役 株式会社三菱総合研究所社外監査役
監査役	畑 口 紘	弁護士 双信電機株式会社社外取締役 株式会社東京エネシス社外監査役

(注) 1. ※印は代表取締役を表します。

2. *印は平成27年6月26日開催の第151期定時株主総会において新たに選任された監査役を表します。
3. 橋爪規夫氏は、平成27年6月26日開催の第151期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 河合芳道氏は、平成27年6月26日開催の第151期定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任いたしました。
5. 取締役のうち、松尾憲治及び樋口公啓の両氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 監査役のうち、上原治也及び畑口紘の両氏は社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
7. 常勤監査役橋爪規夫氏は、当社の経理担当役員としての経歴を有しており、また、常勤監査役藤生孝一氏は、当社の経理部門における長年の経歴を有しており、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、明治安田生命保険相互会社、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社から資金の借り入れを行っております。また、当社は、明治安田生命保険相互会社及び東京海上日動火災保険株式会社に対し、それぞれ保険取引関係があります。なお、各社への支払金額は、各社の連結売上高の2%未満であります。

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役の執行役員兼務状況は前頁に記載の表のとおりであります。平成28年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	馬 立 稔 和	半導体装置事業部長
常務執行役員	御 給 伸 好	映像事業部長
常務執行役員	中 島 正 夫	産業機器事業部長
執 行 役 員	風 見 一 之	新事業開発本部長
執 行 役 員	今 常 嘉	業務本部長
執 行 役 員	岩 岡 徹	Nikon Inc. 社長兼CEO
執 行 役 員	吉 川 健 二	経営戦略本部
執 行 役 員	中 村 温 巳	マイクロスコープ・ソリューション事業部長
執 行 役 員	小 田 島 匠	経営戦略本部
執 行 役 員	長 塚 淳	メディカル事業推進本部副本部長
執 行 役 員	谷 井 洋 二 郎	カスタムプロダクツ事業部長
執 行 役 員	村 松 享 幸	FPD装置事業部長
執 行 役 員	平 岩 弘 之	ガラス事業室長
執 行 役 員	山 本 哲 也	映像事業部開発統括部長
執 行 役 員	杉 本 直 哉	経営戦略本部兼生産戦略部長
執 行 役 員	中 山 正	映像事業部マーケティング統括部長
執 行 役 員	新 谷 誠	経営戦略本部事業戦略部長
執 行 役 員	濱 谷 正 人	メディカル事業推進本部長
執 行 役 員	萩 原 哲	財務・経理本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	月 額 報 酬		株 式 報 酬 型 ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン		賞 与		合 計	
	支給人数	支 給 額	支給人数	支 給 額	支給人数	支 給 額	支給人数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	319百万円 (20百万円)	8名 (一)	108百万円 (一)	7名 (一)	65百万円 (一)	11名 (2名)	493百万円 (20百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	71百万円 (20百万円)	—	—	—	—	5名 (2名)	71百万円 (20百万円)
合 計	16名	390百万円	8名	108百万円	7名	65百万円	16名	564百万円

- (注) 1. 上記の支給人数には、平成27年6月26日開催の第151期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(社外取締役を除く)及び監査役1名(社外監査役を除く)を含んでおります。
2. 上記の株式報酬型ストックオプションの支給額は、取締役(非常勤及び社外取締役を除く)に付与した新株予約権に関する報酬等の額の当事業年度の費用計上額であります。
3. 上記の賞与の支給額は、本定時株主総会の第8号議案「取締役賞与支給の件」が原案通り承認可決されることを条件として支払う予定の報酬等の額であります。
4. 上記のほか、平成27年6月26日開催の第151期定時株主総会において承認された業績連動型株式報酬に関し取締役7名(非常勤及び社外取締役を除く)に対する当事業年度の引当金繰入額を108百万円計上しておりますが、当該報酬として交付される株式の数は、平成30年3月末日に終了する中期経営計画の達成度に応じた係数を乗じて計算されるため、本事業年度においては株式等は支給していません。

- ④ 取締役及び監査役の報酬に関する基本方針及び手続
報酬制度については、以下のような方針及び手続によるものとします。

イ. 基本方針

役員報酬は、以下の基本的な事項を満たすように定める。

- ・企業価値及び株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めること
- ・優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨すること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性が高いこと

ロ. 報酬体系及び業績連動の仕組み

- a) 常勤の取締役及び執行役員の報酬体系は、以下のもので構成され、また、報酬の配分比率は、役位・職責に応じて月例定額報酬と業績連動報酬の割合が変化する設計とする。

・「月例定額報酬」

業績に連動しない固定性の高い金銭報酬とする。

・「賞与」

単年度における当社全体及び各担当部門の連結売上高、連結営業利益等の目標達成度及び定性評価に基づき、標準支給額に対して0～200%の範囲で決定される金銭報酬とする。なお、標準支給額は連結営業利益の目標値が一定水準を下回る場合には減額調整される。

・「業績連動型株式報酬」

株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、3年毎に設定する中期経営計画で提示する最終事業年度の当社全体の連結売上高、連結営業利益等の目標達成度等に基づき、0～150%の範囲で決定される株式報酬とする。

・「株式報酬型ストックオプション」

株主との価値共有及び長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与される新株予約権とする。なお、株式の希薄化率が5%を超えない範囲内で実施するものとする。

- b) 非常勤取締役、社外取締役及び監査役の報酬体系は、「月例定額報酬」のみとする。

ハ. 報酬水準及び報酬額の決定方法

職責に応じた適切な水準及び体系とするため、報酬審議委員会が関連諸制度の審議・提言を行い、当社業績、事業規模などに見合った報酬額を設定するため、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準を考慮する。

報酬審議委員会は、代表取締役、社外取締役及び社外有識者若干名により構成され、役員報酬の方針策定、制度の検討、具体的算定方法などについて審議を行い、その審

議結果に基づいて、取締役報酬については取締役会の決議、監査役報酬については監査役の協議によってそれぞれ決定する。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

〔①取締役及び監査役の状況〕(42頁)に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況
取 締 役	松尾 憲治	13回中 12回出席	—
	樋口 公啓	13回中 9回出席	—
監 査 役	上原 治也	13回中 13回出席	11回中 11回出席
	畑 口 紘	13回中 13回出席	11回中 11回出席

・取締役会及び監査役会における発言状況

各社外取締役は、経営に関する高い見識に基づき、業務執行から独立した立場で、取締役会の審議・報告内容につき、積極的に助言・質問を行いました。

各社外監査役は、経営に関する高い見識に基づき、かつ、独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会の審議・報告内容につき、経営監視機能を果たすため適宜質問を行い、また、監査役会の審議・報告内容につき、実効性の高い監査の実現のため積極的に質問・意見表明を行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	93
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	282

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期までの会計監査の職務遂行状況及び当該期の報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、当会計監査人の報酬は相当であると判断して会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 上表上段の金額のほか、国際会計基準 (IFRS) の任意適用に係る監査の報酬等を別途142百万円支払っております。なお、上表下段の金額には当該金額を含んでおります。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者 (外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者) の監査 (会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。) を受けております。
4. 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的に区分もできないため、上表上段の金額には、これらを合算して記載しております。
5. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (非監査業務) として、海外事業展開に関するコンサルティング業務を委託し、対価を支払っております。なお、上表下段の金額には当該対価を含んでおります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任します。

また、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しない場合であっても、会計監査人が適格性または独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、取締役会は監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

【決議内容】

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化を進めることが重要であり、その実効性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。すなわち、当社及び当社子会社（以下「グループ」と記載します）における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、資産の保全を図ることが重要な経営責任であると認識し、これに沿った諸制度、組織等の体制を整備・充実させ、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

- ① グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. グループの社会的責任に対する基本姿勢を示す「ニコンCSR憲章」を制定し、また、グループの役職員が法令や社内規程に従いつつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるよう「ニコン行動規範」にて基準を明確にすることなどにより、グループの役職員への企業倫理意識の浸透・定着を図っています。
 - ロ. 社会的責任経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発、活動監視を目的とした「CSR委員会」を設置し、その傘下において「企業倫理委員会」が、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定常的にを行います。また、グループのCSR並びにコンプライアンスに関する活動を統括し、推進するための専任部門としてCSR推進部を設置しています。
 - ハ. 反社会的勢力の排除に関しては、その方針・基準を「ニコンCSR憲章」及び「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築しています。
 - ニ. グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めています。
 - ホ. グループの業務遂行が、法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部監査部門として経営監査部を設置し、内部監査を行っています。
 - ヘ. 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正し、グループ内のコンプライアンスを徹底するために、「倫理ホットライン」などの報告相談窓口をグループ各社に設置し、運用しています。
- ② グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社及び国内子会社においては、執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図っています。
 - ロ. 組織的かつ効率的な業務遂行のために、グループにおいて各組織並びに役職位の責任と権限の体系を明確にした権限規程を制定しています。

- ハ. 当社の取締役がグループの意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、「経営委員会」、「経営会議」、各種委員会等の機関を設置しています。この内、「経営委員会」は、常勤取締役等から構成され、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、全般的な業務執行方針、会社全般の内部統制に関する事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、各部署より重要事項の報告を受けております。
- 二. 企業理念である「信頼と創造」の下、グループの経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、施策として展開・具体化します。年度計画目標の達成に向けては、事業部制によって事業運営を行い、定期的を開催する「事業活動報告会」においてその執行及び課題の進捗状況を把握するほか、「業績評価制度」に基づいてその成果を評価・確認しています。
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 当社の取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」「経営委員会規則」「ニコングループ情報管理規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備しています。
- ロ. 情報の保護については、社長直轄の情報セキュリティ推進本部を設置しグループ全体の情報セキュリティを一元的に統括するなど体制の整備・強化に努めています。また、グループ共通の規程を整備し、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置等について役職員に対し周知・徹底を図っています。
- ④ グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出したうえ具体的な対策を講じるなど、グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めています。
- ロ. 企業倫理、個人情報保護、環境管理、品質管理、輸出管理、インサイダー取引の未然防止、防災対応の各分野を中心に規程・マニュアルを整備し、グループにおける損失防止の管理体制を強化しています。
- ハ. 内部監査部門である経営監査部がグループのリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備しています。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 「経営委員会規則」、「子会社等に関する決裁・報告規程」等において、子会社の重要な事項については当社への報告、当社での決裁等がなされる体制が整備されております。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役会運営を効率的に行い、監査役監査の実効性を高めることを目的として、当社監査役の指揮命令に従って監査役の職務を補助する当社の使用人若干名を、専任の監査役スタッフとして従事させています。
 - ロ. 監査役スタッフの人事異動、人事考課については、予め監査役の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保しています。
- ⑦ グループの取締役等が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の監査役は、「経営委員会」、「経営会議」、「事業活動報告会」等の重要な会議に出席し、グループの経営状態・意思決定プロセスについて常に把握し、監査しています。
 - ロ. 当社の監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口へ寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制が整備されています。
 - ハ. 当社の監査役に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、当社の監査役は必要に応じて経営監査部に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。
 - ニ. 報告相談窓口である「倫理ホットライン」に報告した者への報復行為を禁ずる規定を「倫理ホットライン運用規程」に置くなど、当社の監査役への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保するための体制の整備に努めております。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役の監査費用については、一定の年間予算を設けており、監査に必要な費用であれば、予算を超過する場合であっても法令に則り当社が支払うこととしております。さらに、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払うこととしております。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社の監査役の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めています。
 - ロ. 当社の監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行っています。

【運用状況の概要】

① コンプライアンスの状況

- ・グループ役職員全員を対象とした意識調査をグローバルに実施し、平成27年12月に開催した企業倫理委員会において調査結果を報告するとともに、調査結果をグループ各社にフィードバックすることによりPDCAサイクルを確立しております。
- ・報告相談制度の海外での拡充を図り、当事業年度は欧州において、外部専門業者による統一窓口を導入いたしました。
- ・不正競争防止のための教育を昨年度に引き続き国内及び海外で実施しました。

② リスク管理の状況

- ・グループでは、リスク管理委員会を年に2回開催しました。
- ・リスクアセスメントを行い、その結果を影響規模と発生確率で表す「リスクマップ」を作成し、高リスクと評価された事項は、リスク低減策の検討等を行っています。リスクマップは継続的に更新し、経年変化を可視化しています。

③ グループの経営管理の状況

- ・グループ全体の統制としては、「経営委員会規則」、「子会社等に関する決裁・報告規程」等に基づき、子会社の重要な事項について当社に報告させ、当社において決裁等がなされる体制を整備し、それに沿った運営を行っております。
- ・グループ各社においては、「子会社等に関する決裁・報告規程」及び各国の法令等に従った決裁基準の整備・運営を行っております。
- ・情報の保存及び管理については、「ニコングループ情報管理規程」その他の社内規程に定められた通りに運用し、グループ内で情報管理に関する監査も行いました。

④ 監査役の職務執行

- ・重要な会議に出席し、情報を共有するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ・各部門、子会社等への往査等を実施し、往査結果については代表取締役と意見交換を行い、監査上の課題の共有を図るとともに、必要に応じて是正の要請を行っております。
- ・内部監査を担当する経営監査部や会計監査人と定期的な意見交換の場を設け、その他必要に応じ、会合を設けて連携の強化に努めております。

この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

1. 記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

以 上

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	661,646
現金及び預金	256,595
受取手形及び売掛金	98,990
商品及び製品	103,148
仕掛品	117,631
原材料及び貯蔵品	26,667
繰延税金資産	37,450
その他	23,595
貸倒引当金	△2,433
固定資産	284,180
有形固定資産	127,659
建物及び構築物	48,010
機械装置及び運搬具	38,277
土地	15,681
リース資産	1,778
建設仮勘定	3,566
その他	20,345
無形固定資産	63,901
のれん	20,766
その他	43,135
投資その他の資産	92,618
投資有価証券	73,970
退職給付に係る資産	1,699
繰延税金資産	7,591
その他	9,401
貸倒引当金	△43
資産合計	945,827

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	294,424
支払手形及び買掛金	117,399
短期借入金	16,500
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	771
未払費用	53,615
未払法人税等	4,011
前受金	67,959
製品保証引当金	7,066
その他	17,100
固定負債	110,394
社債	40,000
長期借入金	44,200
リース債務	1,300
繰延税金負債	8,951
退職給付に係る負債	8,902
資産除去債務	3,657
その他	3,381
負債合計	404,819
(純資産の部)	
株主資本	521,575
資本金	65,475
資本剰余金	80,624
利益剰余金	388,730
自己株式	△13,255
その他の包括利益累計額	17,563
その他有価証券評価差額金	11,735
繰延ヘッジ損益	△35
為替換算調整勘定	12,550
退職給付に係る調整累計額	△6,687
新株予約権	1,339
非支配株主持分	530
純資産合計	541,007
負債純資産合計	945,827

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		822,915
売上原価		505,297
売上総利益		317,618
販売費及び一般管理費		280,916
営業利益		36,701
営業外収益		
受取利息	1,986	
受取配当金	1,258	
持分法による投資利益	1,449	
関税還付金	1,063	
その他	4,872	10,630
営業外費用		
支払利息	1,384	
為替差損	171	
その他	2,904	4,460
経常利益		42,870
特別利益		
固定資産売却益	3,172	
投資有価証券売却益	572	3,745
特別損失		
固定資産売却損	26	
減損損失	8,449	
構造改革関連費用	2,726	
環境対策費	1,833	13,035
税金等調整前当期純利益		33,581
法人税、住民税及び事業税	11,007	
法人税等調整額	282	11,289
当期純利益		22,291
非支配株主に帰属する当期純利益		99
親会社株主に帰属する当期純利益		22,192

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	65,475	80,711	378,515	△12,412	512,290
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△8,727		△8,727
剰余金の配当 (中間配当)			△3,174		△3,174
親会社株主に帰属する 当期純利益			22,192		22,192
自己株式の取得				△976	△976
自己株式の処分			△75	133	58
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)		△87			△87
連結会計年度中の 変動額合計	-	△87	10,214	△842	9,285
平成28年3月31日残高	65,475	80,624	388,730	△13,255	521,575

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券繰延ヘッジ 評価差額金	為替換算 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
平成27年4月1日残高	20,775	△1,200	40,517	△1,821	58,270	1,132	507	572,200
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△8,727
剰余金の配当 (中間配当)								△3,174
親会社株主に帰属する 当期純利益								22,192
自己株式の取得								△976
自己株式の処分								58
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)								△87
連結会計年度中の 変動額合計	△9,039	1,165	△27,967	△4,866	△40,707	206	22	△40,478
平成28年3月31日残高	11,735	△35	12,550	△6,687	17,563	1,339	530	541,007

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	390,645
現金及び預金	74,406
受取手形	2,411
売掛金	59,197
製品	50,318
半製品	864
原材料	35
仕掛品	106,542
貯蔵品	8,889
繰延税金資産	26,241
関係会社短期貸付金	47,847
未収還付法人税等	716
未収入金	10,476
その他	2,737
貸倒引当金	△40
固定資産	273,711
有形固定資産	56,251
建物	21,675
構築物	695
機械及び装置	14,227
車両運搬具	28
工具、器具及び備品	6,199
土地	9,836
リース資産	1,081
建設仮勘定	2,505
無形固定資産	20,225
ソフトウェア	14,551
その他	5,673
投資その他の資産	197,234
投資有価証券	61,085
関係会社株式	100,369
出資金	1
関係会社出資金	14,786
関係会社長期貸付金	6,594
従業員に対する長期貸付金	1
前払年金費用	5,160
繰延税金資産	5,406
その他	3,837
貸倒引当金	△9
資産合計	664,357

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	258,278
支払手形	384
電子記録債務	27,982
買掛金	68,053
短期借入金	15,341
1年内返済予定の長期借入金	2,900
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	610
設備関係未払金	5,200
未払費用	25,925
未払法人税等	66
前受金	60,321
預り金	36,273
製品保証引当金	3,705
その他	1,512
固定負債	88,410
社債	40,000
長期借入金	44,200
リース債務	782
資産除去債務	2,333
その他	1,095
負債合計	346,688
(純資産の部)	
株主資本	304,635
資本金	65,475
資本剰余金	80,711
資本準備金	80,711
利益剰余金	171,702
利益準備金	5,565
その他利益剰余金	166,137
研究開発積立金	2,056
買換資産圧縮積立金	5,483
圧縮積立金	4,852
別途積立金	111,211
繰越利益剰余金	42,534
自己株式	△13,255
評価・換算差額等	11,693
その他有価証券評価差額金	11,711
繰延ヘッジ損益	△17
新株予約権	1,339
純資産合計	317,668
負債純資産合計	664,357

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		565,355
売上原価		446,078
売上総利益		119,276
販売費及び一般管理費		127,808
営業損失		8,531
営業外収益		
受取利息・配当金	11,340	
その他の営業外収益	5,527	16,868
営業外費用		
支払利息	1,147	
その他の営業外費用	2,786	3,933
経常利益		4,402
特別利益		
固定資産売却益	2,396	
投資有価証券売却益	470	2,866
特別損失		
固定資産売却損	55	
減損損失	7,654	
環境対策費	1,771	9,481
税引前当期純損失		2,212
法人税、住民税及び事業税	△1,195	
法人税等調整額	304	△890
当期純損失		1,322

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本										
	資本剰余金			利益剰余金						自己 株式	株主 資本 合計
	資本金	資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金							
				研究開発 積立金	買換資産 圧縮積立金	圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成27年4月1日残高	65,475	80,711	5,565	2,056	4,451	4,902	111,211	56,815	△12,412	318,777	
当期変動額											
買換資産圧縮積立金の積立					1,134			△1,134		-	
買換資産圧縮積立金の取崩					△102			102		-	
圧縮積立金の積立						75		△75		-	
圧縮積立金の取崩						△125		125		-	
剰余金の配当								△8,727		△8,727	
剰余金の配当(中間配当)								△3,174		△3,174	
当期純損失(△)								△1,322		△1,322	
自己株式の取得									△976	△976	
自己株式の処分								△75	133	58	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	1,031	△50	-	△14,281	△842	△14,141	
平成28年3月31日残高	65,475	80,711	5,565	2,056	5,483	4,852	111,211	42,534	△13,255	304,635	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成27年4月1日残高	20,744	△1,200	19,543	1,132	339,453
当期変動額					
買換資産圧縮積立金の積立					-
買換資産圧縮積立金の取崩					-
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
剰余金の配当					△8,727
剰余金の配当(中間配当)					△3,174
当期純損失(△)					△1,322
自己株式の取得					△976
自己株式の処分					58
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△9,033	1,183	△7,849	206	△7,643
当期変動額合計	△9,033	1,183	△7,849	206	△21,785
平成28年3月31日残高	11,711	△17	11,693	1,339	317,668

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本	仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出	正弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永山	晴子	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宇治川	雄士	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニコンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本	仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 出	正 弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永 山	晴 子	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宇 治 川	雄 士	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニコンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門等その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社 ニコン 監査役会

常勤監査役 橋 爪 規 夫 ㊞

常勤監査役 藤 生 孝 一 ㊞

監 査 役 上 原 治 也 ㊞

監 査 役 畑 口 紘 ㊞

(注) 監査役上原治也及び監査役畑口紘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京4階 菊の間



交通

東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」（地下通路を通りC8出口より）… 徒歩約3分
 都営大江戸線「都庁前駅」（地下通路を通りC8出口より）…………… 徒歩約3分
 JR線、小田急線、京王線、地下鉄各線「新宿駅」（西口より）…… 徒歩約10分



●無料シャトルバスのご案内

ホテル専用のシャトルバスが新宿駅西口京王百貨店前のバス停21番乗り場より午前8時20分から20分間隔で運行しております。所要時間は約10分です。（当社株主総会の受付開始は午前9時でございます。）

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。

